

# 河内長野市国際化・多文化共生ビジョン（案）

# 概要版

## 策定の趣旨・位置づけ

平成2年の「河内長野市国際化施策計画」策定以来30年近くが経過し、下記のような状況を鑑み、新たなビジョンの策定が必要となる。

### 1. 外部的要因

- (1) 社会的環境
  - ・来阪外国人観光客数の増加(H29 1,110万人)
  - ・2019年 百舌鳥・古市古墳群の世界遺産登録
  - ・2020年 東京オリンピック・パラリンピック開催
  - ・2025年 大阪・関西万国博覧会開催
- (2) 国の動き
  - ・2006年「地域における多文化共生推進プラン」
  - ・観光庁設置や観光立国の取り組み
  - ・2018年「外国人材受入れ・共生のための総合的対応策」
  - ・2019年 改正入管法の施行による外国人材の受入拡大

### 2. 内部的要因

- ・外国人労働者の受入事業者の増加と定住化やその課題への対応
- ・日本遺産など観光資源を生かした外国人観光客の誘客
- ・英語村構想による子育て世帯の転入促進
- ・海外の都市とのゆるやかなパートナーシップによるまちの活性化
- ・市と河内長野市国際交流協会(KIFA)との関係の整理
- ・国際交流センターの位置づけの整理

### 河内長野市第5次総合計画

- 市の将来都市像  
「人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野」
- 基本目標2「育み・学び・思いやり」の質の高いまち
- 分野別政策7 一人ひとりを大切にする思いやりのあるまちの推進  
施策No.20 多文化共生と国際交流の推進

河内長野市  
国際化施策計画

河内長野市  
国際化・多文化共生ビジョン

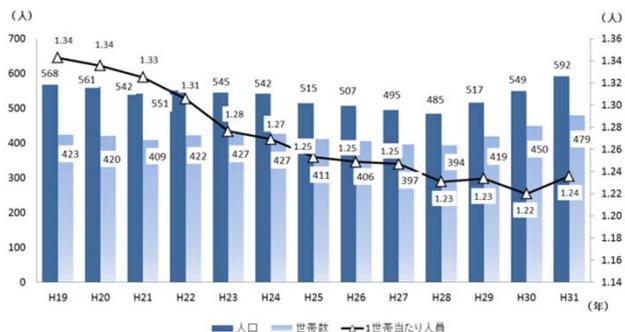
## 本市の現状

### 1. 外国籍を有する市民数

H31 人口 592人  
世帯数 479世帯

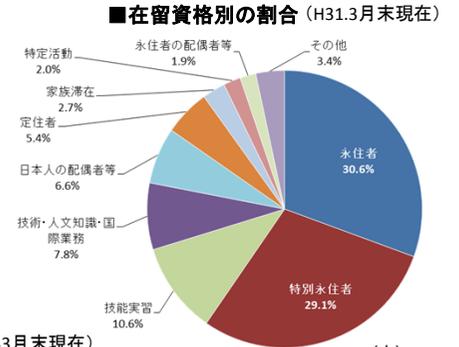
H29から増加に転じ、いずれも過去最多。  
ただし、大阪府内都市における人口全体に占める割合は0.56%と最低。

■外国籍を有する市民の人口と世帯数の推移（各年3月末現在）

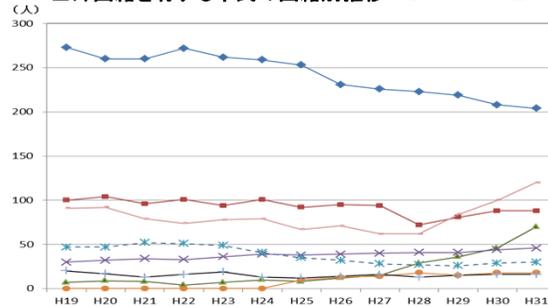


### 2. 外国籍を有する市民の国籍別・在留資格別状況

- ・韓国34.5%、中国14.9%、ベトナム11.8%、フィリピン7.8%、ブラジル5.1%の順となっている。
- ・永住者30.6%、特別永住者29.1%、技能実習10.6%となっている。



■外国籍を有する市民の国籍別推移（各年3月末現在）



国籍	H31
韓国	204
中国	88
ベトナム	70
フィリピン	46
ブラジル	30
台湾	18
米国	16
その他	120
合計	592

## これまでの取り組みと課題

#### (1) 地球的規模の視野を持つ人づくり

テレビ会議システムなどによる国際交流や異文化理解などの取り組みが進んだ。今後は外国にルーツをもつ子どもたちの誇りやアイデンティティの確立、保護者も含めたサポートが必要。

#### (2) 派遣や受け入れをスムーズにする組織・体制づくり

KIFAを中心として本市の国際交流や多文化共生の取り組みが進み、ホームステイの受け入れや日本語サロンによる日本語支援を行ってきた。今後は、防災等の取り組みや様々な制度や手続きにおける困難をサポートする仕組みづくりや、生活支援、就労支援を図り、定住につなげることが必要。

#### (3) 住民にも訪問者にも魅力のあるまちづくり

多言語による「外国人のための生活ガイドブック」や外国人観光客などへの観光ガイドブックの多言語化などを進めてきた。今後も、行政情報や市施設、生活情報の多言語化や、やさしい日本語などによる情報提供を充実し、本市で学ぶ機会の充実が必要。

#### (4) 地域の特性・個性にふさわしい国際交流の推進

アメリカ合衆国インディアナ州カーメル市との姉妹都市交流を図ってきた。今後はこの関係を維持しつつ、様々な国や地域との友好連携を進め、既存の枠組みに捉われない関係づくり(ゆるやかなパートナーシップ)による交流を図っていく。

## めざす姿と基本方針

### <めざす姿>

市民一人ひとりの国際感覚が養われるとともに、多様な文化や価値観を理解しあい、外国人市民との対等な関係を築きながら支えあってともに暮らすまち

### <基本方針>

1. 国際化に対応できる人材育成
2. 幅広い国際交流の推進
3. 多文化共生のまちづくり

※グローバル化の進展や外国人労働者の受入拡大による外国人市民の増加や外国人観光客の誘客による増加を想定。

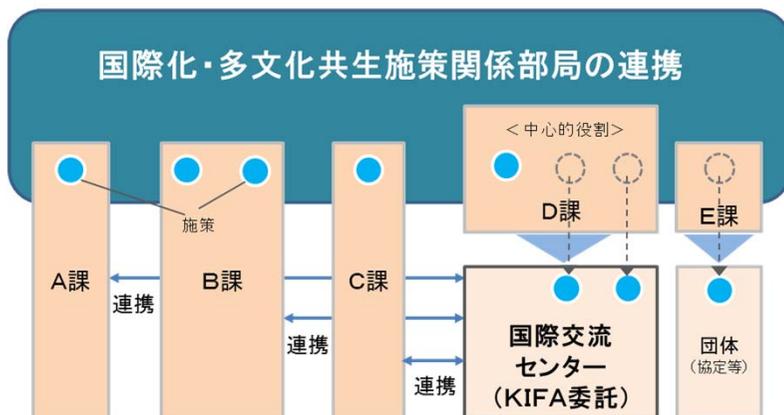
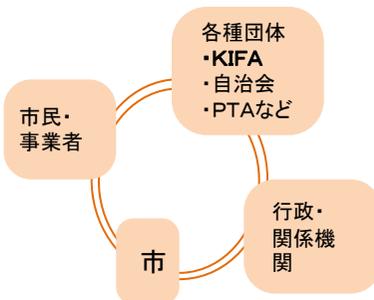
## 推進に向けて

市として全庁的に取り組むべき課題であることから、関係部局が連携して推進していく。

また、国際交流センター(※)事業の運営をKIFAに委託し、様々な主体との協力関係により国際化に取り組む。

さらに、外国人市民等へのヒアリング調査を実施し、PDCAを実施する。

(※)市民交流センター機能の1つとしてキックスに設置され、国際交流などの活動拠点となってきた。今後も、多文化共生社会の構築に向けて外国人市民の支援を充実していく。



## <<基本方針における重点テーマと取り組み一覧>>

基本方針	重点テーマ	取り組み
1. 国際化に対応できる人材育成	(1) 国際理解教育の推進・多文化共生を担う人材の育成	① 国際理解教育の推進と多文化共生の理解の促進 ② 多文化共生を推進する人材の育成
	(2) 外国語教育の推進	① コミュニケーション能力の育成 ② 外国語に触れる機会の充実
2. 幅広い国際交流の推進	(1) 市民主体の国際交流の推進	① 姉妹都市との市民交流の促進 ② 市民・民間団体等の海外交流の促進 ③ 外国人市民と市民との交流促進 ④ 国際交流センターの運営による市民活動の推進
	(2) 教育機関等における交流の推進	① 国際交流機会の充実
3. 多文化共生のまちづくり	(1) 多言語による行政・生活・観光情報の提供	① 多言語による行政手続きや観光案内の実施、冊子の作成 ② 国や大阪府、公益関係機関や団体が提供する暮らしに関する情報の活用 ③ 多言語によるホームページでの情報提供 ④ 行政情報、案内表示等の多言語化及びやさしい日本語表記の推進 ⑤ 多言語情報コーナーの設置
	(2) 外国人市民コミュニティへの支援(日本語教育機会の確保等)	① 日本語教室の実施 ② 日本語学習支援者の育成 ③ 外国人市民の受け入れによる地域住民との協働促進 ④ 多言語による相談体制の充実
	(3) 外国につながる子どもの教育・子育て支援	① 自らのルーツを元にした多文化理解と保護者のサポート ② 本人の意思と能力に応じた進路指導 ③ 外国人児童生徒への学習支援 ④ 学校施設の表示や配布物の多言語化及びやさしい日本語表記 ⑤ 子育て情報の提供や相談体制の充実
	(4) 医療・保健・福祉情報の提供とサポート	① 医療・保健・福祉関連情報の充実 ② 「大阪府医療機関情報システム」等の案内 ③ 医療・保健・福祉における外国人市民等のサポート ④ 外国人市民等の救急対応
	(5) 防災情報の提供と防災意識の啓発	① 防災や災害に備えて提供する情報の多言語化 ② 防災・災害対応に関する意識の啓発
	(6) 外国人市民の就労支援と雇用関係者への意識啓発	① 関係機関との連携による外国人市民にもわかりやすい情報提供 ② 雇用関係者への意識啓発